

BEPS 行動計画 14

紛争解決メカニズムの効率化

～中国における対応、日本における対応、
日中間取引における注意点～

December 2016



About Mazars

MAZARS は監査、会計、税務及び
アドバイザーサービスに特化した、
国際的に統合された独立組織です。

2016 年 1 月時点で、世界 77 ヶ国に
業務を展開し、17,000 人のプロフェ
ッショナルがクライアントの各発展
段階をサポートしています。

BEPS 行動計画 14 : 紛争解決メカニズムの効率化

今回は紛争解決にかかわるお話です。

BEPS行動計画14最終報告書の冒頭に以下のような記述
が太字で記載されています。

**The actions to counter BEPS must be complemented
with actions that ensure certainty and predictability for
business. (Introduction, Paragraph 2)**

(BEPSに対応するための行動は、ビジネスの安定性
及び予測可能性を確保する行為で補完されなければなら
ない。)

近年の一層の企業の巨大化及び多国籍化は、インターネットの普及によるバーチャルエコノミー及びボーダレス取引の進展と相まって、従来、特定の国の課税権として捉えられてきたものが急速に機能しなくなるという状況をもたらしつつあり、これまでの2国間租税条約やいわゆる移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなってきています。

これらの、多くの国を巻き込んだ、課税スキームに対応することを目的としたBEPS行動計画の行きつく先には、当然、各国の課税収入の観点からの激しい国際的課税競争があり、国際的2重課税が多く発生することが予想されます。

そこで、これらの調整が効率的になされなければ、企業の国際的活動を阻害することとなり、ひいては世界各国の課税収入を低減させることになりかねません。

従って、BEPSの議論は、これに伴う紛争を効率的に解決することができるメカニズムの確立をもって初めて成立する議論であることを意味します。これは、強いエンジンを作るだけでなく、強いブレーキを作ることと相まって、初めて本当に速い車を作ることができることと同じ原理といえます。

このような背景を受け、各国は共通認識に立ち、「Improving dispute resolution mechanisms is therefore an integral component of the work on BEPS issues. (Executive summary) (紛争解決メカニズムの向上は、BEPSプロジェクトの不可欠な構成要素である。)」と記載がなされています。

行動計画14は、国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定し、実施、モニタリングすることを目的とした取組みです。

I. 経緯と内容

経緯

行動計画14に関する議論は、2014年12月18日にディスカッションドラフトが公表され、その後のパブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、2015年10月5日に他の行動計画とともに最終報告書が公表されました。さらに、2016年10月にその実施にかかわる各国のモニタリング及びピアレビューにおける評価基準及び方法にかかわる資料が公表され、今後、これに従ってモニタリング及びピアレビューが実施されることになっています。

内容

最終報告書では、効率的な相互協議の実施を妨げる障害を除去するための措置として、次のような3つの事項について、最低限実施すべき措置（ミニマム・スタンダード）と実施することが望ましい措置（ベストプラクティス）が提言されています。また、これらの内容は、基本的には、2007年2月にOECDから公表された「効率的相互協議マニュアル（MANUAL ON EFFECTIVE MUTUAL AGREEMENT PROCEDURE (MEMAP)）」の流れに沿ったものとなっています。

- ①租税条約上の相互協議にかかわる義務の誠実な履行及び相互協議事案の適時解決
- ②租税条約上の紛争の予防及び適時解決を促進するための行政手続
- ③納税者による相互協議へのアクセスを確保するための措置

また、ミニマム・スタンダードの実施を確保するために各国における実施状況をモニタリングすること

とされており、上述の通り、モニタリング方法及びその実施スケジュールについて公表がなされており、今後、その結果についても公表がなされる予定となっています。

ここでは、モニタリングの基準として、最終報告書におけるミニマム・スタンダードを21の要素に変換し、紛争予防、相互協議申立へのアクセス及び方法としての入手可能性、相互協議事案の解決、相互協議結果の執行という主要な4分野について評価が行われるものとされています。

また、評価方法としては、ピアレビュー及びそこでの発見事項にかかわる対応処置のモニタリングという2段階でのアプローチが採用されることとなっており、さらに、納税者が相互協議の利用者であることを認識した上で、納税者からの要望等についても求められるものとなっています。

また、効率的な紛争解決手段と考えられている義務的拘束的仲裁制度の租税条約上の採用についても検討がなされており、最終報告書の段階でOECD加盟国及びG20の全ての国の同意が得られなかったものの、導入に賛成する国々により、具体的な仲裁制度に関する条約上の規定の策定作業が継続して行われるものとされています。

II. 日中における対応・今後の日中間取引について

(1) 日本

日本においては、年間200件弱の相互協議を処理しており、ミニマム・スタンダード及びベストプラクティスの内容がほぼ既に実施されているものといえます。さらに、今後は、より一層の効率的相互協議の運用を目指すとともに、相互協議にかかわる国際仲裁制度の確立に向けて進んでいくものといえます。

(2) 中国

中国においては、国内における移転価格調査実施件数が数千といわれる中で、相互協議処理件数は年間10数件といわれています。従って、G20加盟国としてBEPS行動計画に強くコミットしていることは裏腹に当該行動計画については、多くのコミットメントを行うことができないという状況にあるものと考えられます。

この意味で、国際仲裁制度の実施に向けての合意には参加しておらず、今後中国課税当局がどのような対応を実施していくのかについては、その執行状況を見守る必要があるものと考えられます。

(3) 日中間取引における今後の留意点

現時点においては、中国において相互協議申立を行うということは、ほぼ現実の選択肢たりえないものといえました。しかしながら、BEPS対応の進展とともに、相互協議の機能は拡充されなければならないものとされており、今後、中国課税当局としても、課税は強める一方で課税に伴う紛争解決には消極的であるという態度を取ることは難しくなっており、この観点からは、中国において活動する国際企業にとっては朗報であるものとも考えられます。

しかしながら、相互協議申立てがより受入れられ易くなってとしても、現実には相互協議に伴うコストを考えた場合には、多くの企業にとってその採用を選択することのハードルは依然として高いものといえ、国際的課税にかかわる紛争自体を未然に防止する施策の重要性はより高まっていくものと考えられます。



従って、国際的な事業活動に従事する企業は、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものといえるでしょう。

最後に、これから迫りくるBEPSという荒波に備えるに際して、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができれば幸甚と考えております。

この記事は三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司の China Report からの転載記事となります。
(<http://rmb.bk.mufg.jp/chinareport/economics/>)

CONTACT

Mazars

Japan Desk

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087



MAZARS JAPAN DESK (CHINA) CONTACTS

Japan Desk SHANGHAI OFFICE

望月 一央 Mochizuki Kazuhisa

パートナー Partner

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. kazuhisa.mochizuki@mazars.cn

大澤 健彦 Osawa Takehiko

シニアコンサルタント Senior Consultant

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Email. takehiko.osawa@mazars.cn

Address

8th Floor, One Lujiazui, No. 68 Yin Cheng Middle Road,
200120, Shanghai, China

Tel. +86 (0)21 6168 1088

Fax. +86 (0)21 6168 1087

More informations on
www.mazars.cn